

**歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議令和元年度(第4回)
フォローアップ調査まとめを踏まえたヒアリング結果について**

令和4年3月31日
歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議

令和元年度(第4回)フォローアップ調査まとめにおける国に対する以下の要請を受け、今後の歯学教育の更なる充実を図るため、ヒアリングを実施した。

要請. 意見交換した歯学部に限らず、引き続きフォローアップが必要と判断した大学歯学部には、本会議の委員等の協力を得て、診療参加型臨床実習を含めた歯学部教育の現場を視察し、学生等と意見交換を実施するなど、何らかのフォローアップを検討していただきたい。

【ヒアリング実施までの経緯など】

(1) 改善計画の提出

令和2年度、実地視察が必要と判断される「視察候補大学」11大学に対して、指摘課題の改善状況と今後に向けた改善計画の提出を依頼した。

「視察候補大学」は、調査まとめの「5. (2) フォローアップ調査で見られた成果と課題」における状況を踏まえて整理を行い、以下の課題に該当する大学のうち、該当数上位大学とした。

<課題>

- ①診療参加型臨床実習の充実
 - ・学生が一連の治療の流れを1人の患者で学ぶことができていない歯学部
 - ・臨床実習に係る自験の定義を拡大解釈している歯学部
- ②診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験等の実施
 - ・臨床能力試験を令和3年度から導入する歯学部※のうち、臨床実習後の臨床能力評価を実施していない歯学部 ※新型コロナウイルス感染症による延期を除く
- ③留年・休学率
 - ・直近の在籍者の留年率が25%以上の歯学部
 - ・直近の6年次学生の2人に1人(約50%)が留年している歯学部
- ④学生の進路
 - ・歯科医師にならなかった学生の割合が過去3年間20%以上の歯学部
- ⑤修業年限(6年)での歯科医師国家試験合格率
 - ・修業年限(6年)での歯科医師国家試験合格率が過去3年間50%未満の歯学部
- ⑥入学定員(募集人員)の超過・未充足※編入学者を含む
 - ・入学定員(募集人員)を過去3年間超過して受け入れている歯学部
 - ・入学定員(募集人員)が過去3年間未充足な歯学部
- ⑦入学定員(募集人員)の削減

- ・入学定員（募集人員）の削減目標（昭和60年度比△28%）を達成していない歯学部

⑧その他

- ・意見交換時における委員の感触として、改革意識が低い歯学部及び、改革意識があるものの、改革の方向性にずれを感じるため、助言が必要と思われる歯学部。

(2) ヒアリングの実施

令和2年度中に「視察候補大学」から提出された改善計画書を踏まえ、令和3年度に視察をする歯学部（3大学）を決定した。なお、当初は実地での視察を行う予定であったが、昨今の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、オンライン形式でのヒアリングを実施した。

<ヒアリング内容>

課題①～⑦について、該当大学が令和元年度に指摘された事項を中心に

- ・実施した改善策
- ・その結果、昨年度以降改善されたどうか
- ・（結果が伴わなかった場合）理由を分析したか否か、具体的な理由・課題について事前に資料を提出いただき、学部長以下大学担当者及び学生・卒業生への聞き取りを実施し、最後に委員から改革の方向性や所感を伝達した。

(3) ヒアリング結果

- ・ヒアリングを実施した3大学については、主に課題①③⑤⑦に問題が見られた。
- ・臨床実習については、自験の定義が独自のものであることや件数が少ないこと、学生によって件数にバラつきが見られること、実習が診療科や担当教員任せになっているなどの課題が見られた。
- ・国家試験の合格率や入学定員の充足状況に関しては、学期の変更やチューター制度の導入などの手厚い学生支援を行い、改革に取り組んでいるものの却って悪循環になっているケースなど改善が見られなかった。

(4) 今後の方向性

- ・今回の調査対象となった11大学において、課題①～⑦について、PDCAサイクルを回した改革に引き続き取り組まれるよう促す。
- ・ヒアリングを実施した3大学については、指摘事項を書面で伝達するとともに、令和4年度に改善計画を提出してもらい、改革の取組状況を確認する。
- ・臨床実習については、すべての大学において、令和6年度からの共用試験の公的化を見据え、実習を統括する組織体制の構築等を行い、充実されることを求める。
- ・国家試験の合格率や入学定員の充足状況の改善に向けて、全学的なFD活動の実施や、3つのポリシーの改訂と実践、学生や若い教員からの声を吸い上げるシステムの構築を強く求める。その際、国家試験の合格率や入学定員の充足状況等について、各大学での受験生や保護者等への分かり易い情報公表を強く求めるとともに、適切な公表となっているかを随時確認する。
- ・ヒアリングを実施することで、当該対象大学の状況が浮き彫りになったが、ヒアリング終了後の改革の取組状況については、ヒアリング大学に限らず引き続き確認し今後個別指導を検討する。
- ・歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議においては、令和4年度から大学基準協会において実施される歯学教育評価との役割分担を検討し、歯学教育評価委員会と情報交換を行いながら、評価結果も踏まえ、各大学の改革状況を確認する。